



2012-2013 年度

国際ロータリー会長 / 田中 作次
2690地区ガバナー / 森田 昭一郎

会長 / 黒田 昌弘 副会長 / 飯塚 大幸
幹事 / 釜屋 治男 会計 / 河原 治子

平田ロータリークラブ 事務局

〒691-0001 島根県出雲市平田町2280-1 平田商工会議所2F
TEL: 0853-63-3232 / FAX: 63-5365 / IP: 050-5204-5816
URL: <http://hirata-rotary.jp/> Mail: office@hirata-rotary.jp

9:00 ~ 17:00 (土・日曜・祝祭日 休局)

例会プログラム

例会日	卓話者	演題
3月7日	会員 板垣文江	新入会員スピーチ
3月14日	会員 持田祐輔	新入会員スピーチ
3月21日	米山奨学生 ツェンデアユーシ・ガンドルゴル 様	

出席報告

会員数	出席者数	欠席者数	出席率	前回補正出席率
41	31	10 (3)	81.59 %	86.49 %

欠席者

大島治 / 内田 / 大谷 / 曾田 / 園山 / 来間 / 堀江
(山根 / 牧野 / 木村)

来訪者

水谷 (出雲南)
メークアップ
3/2・3 飯塚大 (津山 PETS)

次回例会受付当番

(3月21日) 桐原善行 / 牧野昭雄 / 榎野良文
(3月28日) 小汀泰之 / 持田稔樹 / 小村益造

近隣クラブ例会情報 (メークアップを考ましよう)

(出雲) (松江) 赤文字 例会変更

月	出雲中央 4/8 6/24	松江南
火	出雲 4/2 4/30(休) 6/25	松江しんじ湖
水	大社	松江
木		松江東
金	出雲南	

会長挨拶

経営者の労働災害

休日に社長一人で仕事をしていませんか? もしもその時、うっかりケガでもしてしまったら、社長には労災保険も健康保険も適用されません。

「経営者は労働者ではありません」

さて、ご存知のとおり、日本は「国民皆保険制度」

サラリーマンの場合、「私傷病」は健康保険、「業務災害」は労災保険で守られています。ところが、企業経営者の方は労災に加入できません。法律的に「労働者」でないからです。では、仕事・通勤が原因でケガや病気になったとき、どうなるでしょうか。答えは、健康保険が使えないため、全額自己負担。もしも、大ケガだったとしたら、……。

そこで特例として、一定要件を満たした中小企業は「特別加入制度」で労災保険に加入できるようになっています。しかし、これでひと安心……とはい切れません。労災保険の特別加入は「経営者が労働者の業務をしている」ことに対して適用されるだけです。

そのため、社長一人で残業や休日出勤の事故は対象外、接待ゴルフも「経営者の業務」と判断され、ケガをしても保険給付はありません。特別加入制度は強い味方です。でも、そこには限界があることを理解しておくことが大切だと思います。

幹事報告

- 例会変更
出雲 RC 4/2(火) 花見例会 18:30 ~ 20:30
ニューウェルシティ出雲
6/25(火) 最終例会 18:30 ~ 20:30
ニューウェルシティ出雲
受付 11:30 ~ 12:30 ホテル武志山荘
出雲中央 RC 4/8(月) 花見例会
6/24(月) 家族同伴最終例会
受付 11:30 ~ 12:30 事務局
- 休 会
出雲 RC 4/30(火) 受付 なし
- 3/2・3(土・日)津山国際ホテルにおきまして PETS(会長エレクト研修セミナー)が開催され当クラブ飯塚大幸会長エレクト出席致しました。ガバナー・エレクト森本信一様、次期地区代表幹事 脇 利幸様より出席へのお礼状を頂きました。
- 熊平雅人様(東京 RC)より「抜萃のつづりその72」を頂き、本日配布しております。

委員会報告

出席・親睦委員会 : 3月の会員誕生・ご夫人誕生・結婚記念祝い



- 職業奉仕委員会 : 「ロータリーの行動規範」
- 社会奉仕委員会 : 植樹事業 追加作業の報告
- 情報委員会 : 家庭集会のご案内

新会員 入会式

土江 光二 会員 S 44.3.13 生
(有)土江重機 代表取締役
職業分類 : 土木・土工・浚渫業
推薦者 : 遠藤 栄・堀江卓男
所属委員会 : 出席親睦委員会



スマイル

- 水谷(出雲南) (先般は IM ご苦勞様でした。協は久しぶりにお邪魔させていただきます。)
- 黒田・遠藤・園 (水谷先生ようこそおいで下さいました。土江光二様の入会を祝して。)
- 釜屋 (土江光二様ご入会おめでとうございます。水谷厚志様ようこそいらっしやいました。板垣文江様スピーチよろしくお願ひします。)
- 榎野 (出雲南 RC 水谷先生のご来訪を歓迎し、土江光二氏の入会を喜んで、用事のため早退させて頂きます。)
- 飯塚大 (北陵高校の水谷校長先生、ようこそ起こしく下さいました。土江光二様ご入会おめでとうございます。板垣会員様のスピーチよろしくお願ひいたします。)

石原輝 (新入会員を迎えて。先日無届欠席をして。)

清原 (土江光二様、入会おめでとうございます。)

恒松 (水谷先生ようこそいらっしゃいました。)

佐々木 (本日配布の週報に校正ミスがありました。申し訳ありません。)

田中浩 (本日急遽早退します。申し訳ありません。)

スピーチ・例会行事

新入会員スピーチ

板垣 文江 会員



まず、黒田会長のお話にもあったように、事業主・専従者は労働者として扱われないため、業務災害または通勤災害に遭っても、通常、労災保険の対象となりません。加入中の健康保険も適応されないため、全額自己負担となってしまいます。しかし、従業員を雇っている中小事業主であれば特別加入制度がありますのでご利用ください。

私は22年前に起業を考えました。当初家族の賛同が得られませんでした。その後、主人の賛同が得られ、事務所を構えることができました。

女性が働くためには、家族の理解が必要です。女性は出産・育児という男性とは違った問題を抱えていますが、その分、忍耐強さや時間の上手な使い方も持ち合わせています。子育てを終えた女性の労働力を活用し、職場の女性に責任を持たせる仕事を与えてみてはいかがでしょうか。

社会保険労務士の業務は、労働問題・労務管理・年金問題など多岐にわたっています。最近、退職者が、「残業代が支払われなかった」、「有給休暇がなかった」、「解雇の問題」、「退職の申し出を受理されなかった」などを理由に労働基準監督署に訴えをおこすことが増えています。

この場合、事前の連絡なしに労働基準監督官が直接来訪することがあります。監督官には是正勧告をおこなう権限がありますので、冷静かつ適切に対応する必要があります。労働者の権利意識は強くなっていますので、問題が発生した場合には早期の対応が必要です。

トラブルを未然に防ぐためには入社時が大切です。雇用時に労働条件通知書を交付することに加え、誓約書を書いてもらうことで従業員の自覚が芽生えます。また、日頃の何気ない会話も重要で、心の通ったコミュニケーションをとれていればトラブルに発展しにくいようです。